

## 趣 旨

- 令和4年度当初、国のこども家庭庁設置（令和5年度当初）を見据え、福祉部に子ども家庭局を設置し、児童福祉法上の児童（18歳未満）に加え、18歳以上の青年期も含め対象を広げ、一体的な施策推進体制を確立。
- 一方、**令和5年12月22日、国のこども施策に関する基本的な方針である「こども大綱」が、閣議決定された。**⇒ 従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を束ね一元化されたもの
- 現在、子ども家庭局の審議会は3つとなっており（A：社会福祉審議会児童福祉専門分科会、B：子ども施策審議会、C：青少年健全育成審議会）、Aでは部会による調査審議はされているが本審機能を有していない、AとBで類似の部会を設置しており部会が多数となっている、子ども家庭施策に関する調査審議を一体的・総合的に行うことができない、といった課題がある。
- 上記を踏まえ、**令和6年度、AとB、C「(7)青少年施策」部分を統合し、児童福祉法に規定する児童福祉審議会である「大阪府子ども家庭審議会」を設置することにより、令和7年度からの「大阪府子ども計画」策定に関する調査審議をはじめ、子ども家庭施策に関する調査審議を一体的・総合的に行うため、審議体制の充実を図る。**

## スケジュール

- 令和5年10月 大阪府子ども家庭審議会関連条例議案提出（9月定例会）、可決・成立  
 令和6年3月 大阪府子ども施策審議会廃止、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会廃止
- 令和6年4月 「大阪府子ども家庭審議会」設置  
 令和7年4月 「大阪府子ども計画」スタート

## 関連条例の制定・改正・廃止（概要）

- 1) 大阪府子ども家庭審議会条例（制定：児童福祉法に規定する児童福祉審議会）
- 2) 大阪府社会福祉審議会条例（改正：児童福祉専門分科会の廃止）
- 3) 大阪府附属機関条例（改正：青少年健全育成審議会に関する担任事務の変更）
- 4) 大阪府子ども条例（改正：審議機関の変更）
- 5) 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（改正：審議機関の変更）
- 6) 大阪府子ども施策審議会条例（廃止：子ども家庭審議会に統合のため）

< R 5 >

< R 6 >

### 社会福祉審議会

児童福祉専門分科会  
(※1)

- A**
- ①里親審査部会 本審機能なし
  - ②児童措置審査部会
  - ③児童虐待事例等点検・検証専門部会
  - ④被措置児童等援助専門部会
  - ⑤教育・保育施設における重大事故の再発防止のための検証専門部会
  - ⑥保育所認可等部会

子ども施策審議会

- B**
- ⑦幼保連携型認定こども園認可部会
  - ⑧社会的養育体制整備計画策定部会
  - ⑨子どもの貧困対策部会（ひとり親含む）
  - ⑩計画策定部会

青少年健全育成審議会

- C**
- 第1～第4部会 (7)青少年施策 (1)青少年健全育成条例に基づく規制 (9)青少年問題協議会機能

### 社会福祉審議会

#### 女性支援専門分科会（令和5年8月～）

子ども家庭審議会（児童福祉審議会）  
(※2)

- 本審機能付与 (7)青少年施策含む
- ①里親審査専門部会
  - ②児童措置審査専門部会
  - ③児童虐待事例等点検・検証専門部会
  - ④被措置児童等援助専門部会  
(園子どもの意見表明支援等委員会)
  - ⑤教育・保育・園児童福祉施設等における重大事故の再発防止のための検証専門部会
  - ⑥園児童福祉施設等認可等専門部会  
(⑥保育所、⑦幼保連携型認定こども園、園保育士再登録含む)
  - ⑩大阪府子ども計画策定専門部会  
(⑧社会的養育体制整備計画策定WG、⑨子どもの貧困対策計画策定WG、ひとり親家庭等自立促進計画策定WG)

青少年健全育成審議会

- 第1～第4部会 (1)青少年健全育成条例に基づく規制 (9)青少年問題協議会機能

子ども家庭施策に関する調査審議を一体的・総合的に行うため、子ども家庭審議会に統合

(※1) 社会福祉法第十二条第一項 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

(※2) 児童福祉法第八条第一項 第九項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。（後略）

(※2) 青少年健全育成条例に基づく規制等に関する審議は、上位法令がない中、罰則を伴う規制を条例上規定するといった特殊な内容であり、専門部会だけではなく子ども家庭審議会（本審）による迅速な審議・議決を行うことが適当であるが、青少年健全育成に関する専門性を有する一定数の委員の参画による審議・議決が必要であり、これらの委員を含めると、子ども家庭審議会（本審）の規模が過大となる上に、迅速な招集・審議・議決が困難となることから、引き続き青少年健全育成審議会にて行う。